

家庭科の男女共修をすすめる会

# 会報

'88 秋

連絡先

東京都渋谷区代々木2-21-11  
婦人会館内 〒151

振替 東京九一―一九一八九一

発行 一九八八年二月二十六日

## '89年春の全国交流集会並びに総会のお知らせ

中学校、高等学校の新学習指導要領が出揃う'89年春は、いよいよ共修家庭科時代の幕開けとも言えましょう。そこで、名実共に私達の望む男女共修を各学校で実現するために、三度目の全国交流集会を企画しました。

集会は、当会発足以来共修家庭科をすすめるために御尽力をくださった故市川房枝さんゆかりの婦人会館で行います。日程は会場の都合で、会報前号(秋号)でお知らせしたものが変更になり、三月三十一日(金)の午後から四月一日(土)となります。集会の内容のあらましと日程は、次のように計画しております。

△三月三十一日(金)▽

☆午後 第一部 共修をめぐる情勢

①新学習指導要領の解説、質疑と意見交換  
②中学で共修を実施するために、  
報告、大塚精子(上尾市立大石中学校)

――全市的な共修への取り組みと大石中学での全面共修実現の経過について――  
技術科との関係をどうするのかなど各地の情勢情况进行交流

☆夜 総会

'88年度の総括、'89年度運動方針  
'88年度決算報告、'89年度予算案  
'89年度世話人等

△四月一日(土)▽

☆午前

### もくじ

交流会・総会のお知らせ……………	(1)
津止氏の問題発言をめぐって……………	(2)
連絡会報告……………	(4)
性差別をなくす女性たちの人権集会……………	(5)
全国教研報告……………	(6)
we・秋のつどいから……………	(6)
世話人会報告……………	(7)
質問状グループから……………	(8)
指導要領の発表が遅れています……………	(9)

③高校で共修を実施するために

報告 高月佳子(東京都高教組)  
三宅良子(埼玉県高教組)

――男女共修ができる教課課程表をどうつくるか――を中心に意見交換、各地の情勢交流。

☆午後 共修家庭科に望むこと

「大学婦人協会」「草の実会」「日本婦人権者同盟」「男の子育てを考える会」からの共修家庭科への熱きメッセージを予定。

◇ ◇ ◇

◎さらに詳しいお知らせは、春号で。全国からの多勢の参加をお待ちしております。

## 津止氏の問題発言をめぐって

半田 たつ子

文部省主催産業教育指導者養成講座は、各都道府県指導主事やリーダー格の教師が参加し、伝達講習を必ずすることになっていきます。国の意向を末端まで徹底させるための、同省にとって大切な講座です。昨年末、教課審の答申が出、今夏は初回の講座。文部省の担当官は、前言をどうひるがえして、男女で学ぶ家庭科の新時代を語るのだろうか、と関心を持っていました。

そして、津止登喜江氏のテープを聞いて仰天しました。今回から家庭科は男子も必修とする、というこの画期的な変化について、なぜそうなったのかを一言も語っていません。もちろん、女子差別撤廃条約批准の意義などは、どこ吹く風。教育過程の改訂を諮問する際、松永文相（当時）は、「時代の変化に対応するため」を第一に掲げ、この中で、女子差別撤廃条約との関連で、家庭科の履修のさせ方を改めなければならないことを、はっきり述べています。家庭科教科調査官として長年つとめ上げ、視学官にまでなった人であれば

文相以上に、家庭科の履修のさせ方がなぜ変わったか、正確に語らなければならないはず。「文部省はなぜ豹変したのか」と不勉強だが、素朴な疑問を持っている家庭科教師に、納得いくように説明するのが、今回の講座の目的でなければならぬというのに。

津止氏に、別掲の手紙を出し、お返事をはじめと余裕を見て日を指定しましたが、梨のつぶてですでに一月の余を経ました。江田五月氏の衆議院教委での質問を議事録でみると、中島文相は、政治家は自分の身の回りのことは自分でやる習慣をつけないと政治活動ができぬと答え、古村初中局長は、女子差別撤廃条約の精神は貫き通していると答えています。津止氏は、「共修」という言葉を毛嫌いしていますが、占村氏は、国語としてまだ熟していないから今は使っていないと答えています。（津止氏の発言や対応ぶりについて、議事録にみる文相や古村氏の発言を手がかりに、二人にも手紙を書きました。）

## 津止氏への手紙

秋冷の候、ご健勝のことと存じます。数年後に、男女が共に家庭科を学ぶ新時代を迎えますこと、ご同慶の至りでございます。さて、八月二二日から二七日まで開かれた産業教育指導者養成講座におけるあなたのご講演のテープを聞き、お尋ねしたいことがありますので、ご回答下さるよう、お願いいたします。

- 1、教育課程審議会は、社会の変化に対応して教育課程の改善を図るために設置されました。「社会の変化」の中に、女子差別撤廃条約を日本が批准したことが含まれるとお考えになりますか？
- 2、女子差別撤廃条約の基本精神は、男女の固定的な役割分担をつき崩すところにあるとお考えになりますか？
- 3、教育基本法第五条の男女共学とは、「男女が机を並べて、同じ先生から同じことを教えられること」だと言われていますが、そうお考えになりますか？

このようなお尋ねをする理由を記します。

1、一九八四年四月一日、衆議院文教委員会、文部省から「中学・高校の家庭科履修のあり方が、女子差別撤廃条約批准の妨げにならぬよう努力する」との回答があり、同年六月家庭科教育に関する検討会議が発足、一二月に報告をまとめています。翌年九月一〇日、発足した教育課程審議会において、文部大臣松永光氏はあいさつの中で「社会の変化に適切に対応する教育内容の在り方について」を第一に挙げ、「女子差別撤廃条約との関連において、中学校及び高等学校の家庭科の履修のあり方について改善することが求められており」と述べています。

しかるに、あなたは、「社会の変化に対応する新しい家庭科」として、①情報化②高齢化③国際化④サービス経済化を挙げ、女子差別撤廃条約という国際条約を批准したことについて、一言も触れていません。

2、女子差別撤廃条約は、その前文において「社会及び家庭における男子の伝統的役割を、女子の役割とともに変更することが、男女の完全な平等の達成に必要であること

を認識し」、第一〇条(b)項で「同一の教育課程」、(c)項で「すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃」をうたっています。日本が女子差別撤廃条約を批准したことは、男女の固定的な役割分担をつき崩し、男女平等を推進するために、あらゆる努力を行うことを、全世界に約束したことに他なりません。

あなたは、役割分担廃止をイデオロギーとか、他教科の教師から出されて混乱誤解を生じているとか言われましたが、あなたのほうが女子差別撤廃条約を誤解していると思います。

3、内藤誉三郎氏は、『学校教育法解説』（一九四八年八月、ひかり出版社）において、男女共学について、質問3の「内のよ」に記しています。私たちは、中学校の「技術・家庭」、高校の「家庭一般」を、「男女とも必修科目として、同じ教室でいっしょに同じ内容の学習をすること、男子校や女子校でも、全生徒が必修科目として男女同じ内容の学習をすること」をめざして努力してきました。これを、「家庭科の男女共

修」と呼んでいます。

あなたは、「男女共に学ぶ家庭科、または男女共学と表現し、男女共修ではない。内容は同じでよいが、教育的配慮があるわけだから、学習形態は、共学、別学どちらでも自由」と言われましたが、「男女共学」と言いながら「別学でも自由」とは、それを混乱、誤解を生じます。

産業教育指導者養成講座の受講者が、各都道府県において伝達講習をするわけですから、あなたの講演内容が、今後の家庭科教育の方向に大きな力を持つことを思いますと、私は黙って見過すことはできません。

以上の三点についてのご回答を、一〇月二五日までにお送り下さるようお願いいたします。

なお、ご回答は（いたただけなかった場合も）「家庭科の男女共修をすすめる会会報」に掲載し、会員及び関係方面に知らせることを、ご了承下さい。

国際婦人年日本大会の  
決議を実現するための

## 連絡会報告

和田 典子

### 税制改革についての申し入れ

税制改革をめぐる国会の動きが速く、リクルート問題でもつれている間に、連絡会の申し入れが手おくれ気味になりました。しかし税制を黙って見すごす訳にはいかないということで11月15日に世話人（中村き）ほか五団体が代表として社、公、民、共、連の各党議員（秘書）に面会し文書を手わたしたほか、自民党関係大臣・議員、税制特別委員には送付しました。要望書の内容は、10・17の「税制改革と婦人問題について政党的意見をきく会」（既報）を受けての原案を、全体で検討したもので、①「専業主婦控除」でなく、基礎控除を引上げよ、②保育料控除を必要経費と認めよ、③三〇〇万円以下の35才以上独身女性に寡婦と同じ扱いにせよ、④問題の多い消

費税は反対、などをもちこみ、リクルート疑惑の真相解明もしないままの税制改革は認めない、という趣旨です。（強行採決をしたのは、申し入れの直後でした）

### 民間行動計画、最終案のとりまとめ

起草委員会（世話人、各分野の執筆担当者書記で構成、9/19の常任委で選出）は、各分野のまえがき、冒頭の総論案を検討したほか、各分野に対する意見も加えて、最終案とし、さらに文章表現も見直して決定案を仕上げました。

### 12・10集会にむけて

#### (1) ちらし

記念講演の内容は、演題「女性と人権」講師「波多野里望氏」ときまり、プログラムもできましたので、集会のチラシを五〇〇〇作成し、各団体宛50枚づつ送付しました。すすめる会では早速関係者にくばり不足分はコピーを加えて全部活用しました。

#### (2) 集会のための全体会

11月28日、集会準備の全体会をひらき、約四〇〇の団体が出席して、当日提案する決議案、

## 世界人権宣言40周年 性差別をなくす 女性たちの人権集合報告

梶谷 典子

国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会主催のこの集会は、十二月十日午後一時半から四谷の主婦会館ホールで開かれました。参加者は二二〇人ほど、会場の世話人も八名参加、会場の表で「家庭科は共修にならない!」のリーフの配布もしました。

集会の第一の目的は「二〇〇〇年に向けての民間行動計画」（抜粋をこの会報といっしょにお送りします）の発表ですが、これまで目標としてかかげて来た「平等、発展、平和」ということは「平等、開発、平和」と改められました。地球規模で考えると、開発に真剣に取り組むことを必要だからだということです。

◆  
開会のあいさつは連絡会世話人の大羽綾子さん。日本では平等は一歩前進したが、開発、平和を視野に入れた国際連帯については大きく遅れていることを反省したいと述べました。参議員議員の中西珠子さんは、来賓として、

連絡会の成果に賛辞を送りたいとあいさつ、特に政府が言っている「共同参加」でなく「平等参加」としたことを評価するということでした。（参加者の数に大差があっても「共同参加」と言えますが、それは「平等参加」ではありません。）

同じく来賓の総理府婦人問題担当室長藤井紀代子さんは、「民間行動計画をこれから十分勉強させていただきたい」と用心深い発言のあと、制度上のみならず実地上の地位向上をはかること、むずかしいけれど人びとの意識を変えることをめざしてすすんで行きたいというお話でした。

国連婦人開発基金事務局長マーガレット・シュナイダーさんと国連婦人の十年NGO委員会議長ケイ・フラレイさんのメッセージの紹介に続いては講演。講師は国際法が専門で学習院大教授、そして国連差別防止少数者保護小委員会委員の波多野里望さん。「今までの人権という発想はあまりに西欧的ではないか」という反省が国連の小委員会に出て来ている。「世界人権宣言にしても、批判せずに金科玉条とすることは問題」など、うなずける一面はあるものの、現在の人権を守る運動とは別の立場からのお話で、こういう方が国連の委員かと考えさせられました。家庭科について、強制はおかしい、選択でよいと言ひ、「男性が家事をしないと女性は社会参加がしにく

「平等・開発・平和をめざし、私たちの民間行動計画を推進する決議」を検討しました。

また、リクルート疑惑の真相徹底解明に関する特別決議を提案することになり、その案文も討議されました（起案は日本婦人権者同盟でした）。

プログラムの時程や各団体の役割分担、参加員についても打合わせました。わたしたちの「会」は、連絡会担当の和田が「民間行動計画」教育・マスメディア分野を起草していますので、それを報告するということが役割の分担はありませんでした。

#### (3) 報道関係者への事前説明会

集会に先立って「民間行動計画」についての説明会は12月2日、午後2時婦選会館で。世話人、五分野の報告者・事務局長が出席。

#### (4) 民間行動計画パンフの配布について

当日の出席者に配布された資料は「民間行動計画」の全文をよみやすくまとめた25ページ位のパンフです。希望者は「連絡会」あてに申しこんで下さい。（できればまとめて）一部二〇〇円（送料別）です。

そのほか昨秋行った「総理府の行動計画」について各省庁に質問する会」の速記録全文のパンフ、約七〇頁も一部一〇〇〇円で申込み受付中です。

いというのなら、家事ができる男性を夫に選ばばよい」ということでした。

同じ建物の中でアジア人権基金設立準備のための会が開かれていて、これに出席中の社会党委員長土井たか子さんもかけつけ、「今同じ方向をめざす会をやっているところです。女ががんばらなければだめです」と簡単なあいさつがありました。

◆  
次はメインの行動計画の説明で、会場の和田典子世話人が教育・マスメディアの分野を担当。行動計画は拍手で承認されました。

続いての「どのように民間行動計画を押し進めるか」の討議は時間が不足、会として「このままでは実質的な共修にはならない、女子差別撤廃条約の精神を徹底させるように運動をすすめたい」（梶谷）とうたったえました。

最後に「広く人々に理解を求め、関係機関に働きかけ、『平等参加』の社会をめざして行動を強めよう」という趣旨の「平等・開発・平和をめざし、私たちの民間行動計画を推進する決議」と「リクルート疑惑の真相徹底解明に関する特別決議」を採択、会場の野野世話人から「皇位継承権が男子にしかないことをいま問題にすべきではないか」という緊急の提案があって閉会となりました。

## 第37次全国教研報告

(北海道、一〇月二四日～二六日)

齊藤 弘子

### 一、臨教審下で、学校は、

札幌定山溪で開催された第37次全国教研、家庭科分科会は、次のような対論の柱で持たれました。

- ①子ども、家庭、地域をめぐる情勢
- ②教育現場にかけられている攻撃の実態
- ③男女共学と自主編成をめぐる情勢
- ④教育課程審議会答申と改訂学習指導要領の批判・検討
- ⑤男女を問わず小、中、高を通して最低必要な教育内容は何か
- ⑥望ましい教育課程のあり方、当面する課題と研究運動のすすめ方

臨教審下で、学校が急ピッチに変貌させられています。初任者研修始め強制研修は、教師がじっくり落ちついて教材研究をするゆとりを奪っています。公開研究会もわかりず。本来これらは子どものために行うべきものであるのに放課後子ども達と接触する時間もない。

く、教師が追いたてられています。さらに、教職員に対する管理体制がますます強化され、組合に入らない若い教師も増えています。「日の丸」「君が代」が職務命令という形で学校に入ってきています。

### 二、これから本番の共修運動

このような状況で次期学習指導要領でひとつ家庭科のみが前進するはずがありません。低学年段階から受験に追いついて、学校は受験学力をつける所と錯覚したような中で、家庭科の男女共学を位置づけることは、容易ではありません。家庭科をカリキュラムに全く入れず、夏休み集中講義で、修了ということも起こりかねないという不安もだされしました。中学校の現状で、技術科教師との話し合いができません。共学がすすんでいないこともできず、「小、中、高ともに男女必修」という、他教科と同一スタートにようやく立った家庭科が子ども、青年の発達に必要なものだと、わかってもらおうために、さらに手を休めずに運動していくことの大切さを痛感した教研でした。

和田先生の基調提案の結びのことば「革命的な新生家庭科の教育課程創出」は、現場の私たちの胸に課題の大きさを改たためて、ズンとさせた内容でした。

## 世話人会報告

△十月二十九日▽

●文部省視学官津止氏への公開質問状の回答が、要請した期日を過ぎて尚届いていず、再度、行動をとることに。方法は①津止氏への公開質問状及び無回答である旨を文部省の初中局長と職業教育課長に知らせる②江田議員の国会質問の状況によっては、津止氏自身への再質問と連動する形で行う。

●中学の指導要領の素案指示は、高等学校の指導要領作成作業の遅れにもなっており、11月末から12月下旬に(内外教育より)。冬号には、間に合いそうな素案を載せ予定通り12月26日発送の予定(のちに更に10ページのように状況が変更されました)。

●4月の総会及び集会について。全国交流集会については、いよいよ共修実施にむけて学校外の市民や父母の立場よりの発言と、実践報告及び各地の状況交流の二本立てとし、後者は中学の「家庭生活」の内容を中心とする。会としても「家庭生活」の内容案を検討発表

'88年 We

## 秋のつどいから

半田 たつ子

11月26日、中野サンプラザで。テーマは「いまの子どもは異星人! —とらわれを外す—」です。思い切って二時から八時まで十分時間をとりました。一部では、講演「原因が分かれば解決できるのだろうか」新島淳良氏。対談「子どもの自己決定権」新島氏と平井雷太氏。二部は対論。女子高校生二人が先生とともに静岡から参加し、活発に発言。おもしろい討論になりました。

家庭科の授業を参観してきて、どんなにいい内容でも、生徒と噛み合わなければ宙に浮いてしまうことを痛感。男女共修の家庭科の中身を作ろうとする時、教師が必要と思うものを押しつけても効果が薄いことを知りました。家庭科以前のところで、すでにスタスタに傷ついている生徒のこともわからなければと考えていた私にとって、示唆に富む会でした。参加者は、ご自分の中で発酵させるべきタネを持ち帰られたと思います。ウイ書房刊『らくだが翔んだ』(平井著)もどうぞ。

をした。のちに1ページのように決定。場所の候補について検討。総会での運動方針案は従来のような箇条書きではなく、ポイントや重点事項がよくわかるような文章表現とし、具体的な行動目標を書き加える形にすればどうかという意見が出された。

●12月26日会報発送及び世話人会の後の渋谷「じゃあん」にて行われる恒例の「ふりかえる会」は、今後の運動の見通しや、「家庭科男子にも」以後の運動のまとめの本など、普段気にしながらも、目前の活動でじっくり話し合えなかったことをおおいに語り合おう。(芦谷 薫)

△十一月二十七日▽

### ◎報告

●十月二十五日に埼玉県地方産業審議会より、先端技術教育の推進について答申が出された。答申では、先端技術教育の理念について、「今後、職業分野の拡大、職種の特長が進行し、高度な知識技術がますます要求されるようになる」とし、その教育内容を①小、中、高校と一貫して共通する先端技術教育②職業学科として共通する先端技術教育③職業学科として特色ある先端技術教育の三点としている。家庭の分野では、ホームオートメーションの

普及に伴い「家庭電子機器」などの新科目設定を提案している。

このような答申は、各地でこれから出されると思うので、家庭科に果して必要なのか、厳しくチェックしていかないと、産業界の思のままに教育の味が作られる心配がある。

●文部省の学習指導要領の発表の時期が変更されることになった。

中学校は、一月下旬が二月に繰り下げか。

高等学校は、一月公表、二月告示が二月公表三月告示に変わったよう。(10ページ参照)

●NGOの十二月十日の集会について「会」から五名以上参加の予定

### ◎話し合い

#### ●国会への働きかけ

前回の江田氏の質問について報告があった後、次の行動について話し合った。文部省の担当官に「女子差別撤廃条約」の精神を具現化するよう働きかけること、男子校の数を調べ、共修のために予算がどの位必要なのかを具体的に示させる必要があるのではないか。これらについてお願いすることにした。

●四月一日、二日の交流集会、総会について大体のスケジュールと内容を決定。(1ページ参照)

(羽賀 紀子)

## 質問状グループから

石川 由紀

### 国会での動きについて

前号でお知らせしたように、新教育課程への国会文書質問を江田五月議員にお願いしていたが、衆院文教委員会での質問に切り替えて文部省の意見を引き出されたので、会議録から拾って要約して報告する。

質・男女ともに同じ時間に同じ場所で同じ先生から同じ内容を学ぶということについて文相のお考えは。

答・学校教育は進学のための教育ではなく、生涯学習の一環として考えているから、家庭科の必修のとり方、重要性をますます認識し、充実に努めてまいりたいと考える。

質・教育課程審議会の答申の中から女子差別撤廃条約という文言が消えたのはなぜか。

べきでは。

答・財政問題が絡んでくるから、申しあげかねる。

質・文部省は男女共修という言葉を使わないようにしているのだとか聞いたが。

答・辞典にもない、国語としてまだ熟していない言葉だから使っていない。

短かくすると以上のようなやりとりがあったが、選択の問題についてはやはり不透明といえる。文部省の「女子にはぜひ家庭科を」という姿勢は変っていないのではないだろうか。ということは、男子が家庭科をやることの必要性、重要性の認識ができていないのではないかと、私は思う。同日の江田氏の質問の中に、静岡・非山高校問題をとり上げた箇所があるので次に掲げるが、答弁の中にそれははっきり出ている。

質・県からの報告とは。

答・事前選抜や合格内定などはやっていない。進路指導については若干の行き過ぎを認めているが、男女の区別によって入試を決めたという事実はない、という報告である。県民から批判ができることがないように県教委としてはしっかり学校を指導してほしい

答・中間まとめを台にして答申を出したので、条約の精神は答申の中で具現化されている。質・津止視学官と桜井調査官の書かれた「教育課程審議会答申と家庭科教育」の中では十條(b)項は入っているが(c)項は抜けている。(c)項は家庭科を見直していく根本精神があると思うが文部省も同じ理解か。

答・そう思う。質・中学の選択必修の部分については少なくとも半分以上は家庭領域が確保されるべきと思う。又、男女別の区分にならないように努力すべきと思うが。

答・各校がそれぞれの教育方針、あるいは生徒の実態を踏まえて決定すべきことと考える。いずれにしても、男女が協力して家庭生活を築いていくこと、あるいは生活に必要な知識、技術の修得などの基本的なねらいの達成を目的にしていきたい。

質・高校での69年全面実施のためには、66年の中学一年生から新教育課程を始めないとうまくそれにつながらない。68年に中学全面実施というのは問題がないか。むしろ、中学では先取りして、66年から男子にも家庭科をきちんと教えていくというのでないと、うまくつながらないと思うが。

答・御指摘のとおり。うまく新しい教育内容と申し上げている。理科数科では女子に家庭科をやらないうことについては、やはり女子には家庭科をやってほしいということも県の教育長も校長会に向かって要望しているので、県の努力を待ちたいと思う。

このようにまだまだ男女共修への道は危ないところがあり、公の場で文部省の姿勢をしっかりと糾していく必要がある。質問や意見を議員へ持って行って欲しい。(会の方へもどうぞ)

### 東京都議会から

会員で都議の三井マリ子さんの一般質問が12月8日にあり、次の二点について質問を要請したが、先の文書質問の解答と同じ内容の答弁が予想されるため、とり止めた。

- (1)、中学に於ける選択必修部分に関しては、女子差別撤廃条約十條(c)項に従い、男女別の指導がなされないように要望する。
- (2)、家庭科の施設設備のないのは何校か。69年の全面男女共修までの、教員確保、施設

を子供が受けられるように移行措置については十分配慮して行きたい。

質・確認するが、前倒しで移行措置をおとりになるということか。

答・おっしゃるとおり、後倒しではなく、69年全面実施になるのに用意をしていく。

質・三つのタイプの家庭科を置くことで、男女別になることを心配する向きがあるが。答・能力、適正の多様化に応じるもので、男女とも同じ立場にたって選択していくということであるから、そのようにはならないと考えている。

質・答申の「生活一般」の中で、「止むを得ない場合には当分の間代替を認める」と書いてあるが、「当分の間」とは。

答・そう長くないというふうには思っているが今の段階では申し上げかねる。

質・問題は施設設備ですね。ない高校は。

答・男子だけの高校と考える。男子校は三百年八十四校。

質・工業高校もあるから七百数十校ぐらいが施設設備がないと考えて、69年まで、まだ6年あるから充実させるといふのは、そう難かしくないと考える。「当分の間」といふのは、そう長くない間ではなく、限りなくゼロに近い「当分の間」とするべく努力す

設備の充実等の年次計画は？ また64年予算には計上されているのか。

各地の議会議員へもこのような質問を持って行って、行政の対応を促してはいかかが。

この日同氏は、都立高校の募集人員は依然として女子が少ないことを取り上げ、このことは憲法、女子差別撤廃条約、特に国際人権規約13条に違反しているのではないかと質問した。これに対し都教育長は、この問題を基本的に検討するため「都立高校男女別定員検討委員会」を11月に発足させ、努力しているところであると答弁。しかし、「国際人権規約13条は教育の機会の保障の理念や方法を一般的に規定したもので、現行の都立高校募集人員の決め方がただちに抵触するものではない」と述べた。

このような考え方は、家庭科の男女別履修や、男子は技術、女子は家庭という方向へつながるものであり、今後も追求して行く必要があると思う。

各地の状況を教えてください。そして次のステップを考えてみたいと思います。

## 学習指導要領の

### 発表が遅れています

大西 歩

会報秋号で、小・中の学習指導要領の告示は年末、それに先立って十一月末には「素案」が示されるはずだとおしらせしましたが、文部省の作業は大巾に遅れています。

秋号発行の頃に遅れそうだという話が出ていましたが、十一月十一日付の「内外教育」誌によると、小・中の素案発表は来年の一月下旬または二月、告示は二月か三月になるということ、高校と同時に発表、告示という可能性もあります。

このように遅れた原因は、高校の社会科解体による、中学との接続部分の内容の詰めができないこと、小学校社会科で取り上げる人物の中に東郷平八郎を入れるかどうかで意見が分かれていること、また、内閣改造がXデーとの関連でできないこと、それにリクルート問題などがうわさされています。(教課審委員だった江副氏の出席状況を事務局がチェック

するの)に時間がかかったということですが、その日数は大したことはないでしょう。江副氏の出席率は極めて悪かったと伝え聞いています。

遅れるといっても、四月以降になることはない見込みです。

高校の社会科を解体して地歴科と公民科にするためには、教員免許も社会科から地歴科・公民科へと改めなければなりません。そのために教育職員免許法の改正が必要ですが、新教育課程を予定通り実施するためには、来年三月十五日までに改正法案を提出する必要がありますということ、そして、法案は学習指導要領を根拠としなければならないので、法案提出前に新しい学習指導要領が告示されるはず、従って告示の時期は三月前半ということになります。

\* \* \*

リクルート問題で高石前文部事務次官が、話題の人々になってしまったことは皆さんもよくご存じだと思いますが、高石氏は今度の教育課程改訂の中心人物です。それだけに、教育課程の実施にも影響が出るのではないかと心配している人たちがいるという話もきえて来て、世話人会でもひとしきり話題になりました。日の丸、君が代など、困ったことの

推進が御破算になればいいのですが、高石氏は家庭科共修の推進者でもあります。ちょうど女子差別撤廃条約批准の時にあつたからではありませんが、その前の文部省の人たちと違って積極的な発言が目立っていました。

(「会」と同じ立場というわけではなくて、自民党の「家庭基盤充実」に近い考え方ですが)。こんなことで共修が後退してはたまりませんが、すでに発表された答申にまで影響が及ぶことはないはずだと、世話人会では話し合いました。

「二〇〇〇年に向けての民間行動計画」の冒頭の部分と「教育・マスメディア」の部分のコピーをこの冬号といっしょにお送りします。「会」は「教育・マスメディア」の分野のとりまとめを担当しました。他に「政策決定」「労働」「家族・福祉」「平和・国際協力」の四つの分野が入っていて、B5版23ページの冊子になっています。できるだけ多くの方に読んでいただきたいと思えます。お申し込みは国際婦人年日本大会の決議を実現する連絡会(〒151渋谷区代々木2-21-11婦選会館内)へどうぞ。200円です。(送料別)